

平成27年第21回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

1 開催日時

平成27年11月26日（木）13時30分から14時15分まで

2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

3 出席委員

奥田竜子、清家渉、久保田誠二、宮本美代子、住吉徳彦、城戸秀明（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

教育次長 西牟田龍治、総務部長 川添弘人、教育企画部長 吉田法稔、
教育振興部長 辰田一郎、総務課長 木原茂、財務課長 後藤和孝、
企画調整課長 日高公德、教職員課長 原田靖、高校教育課長 中島良博、
義務教育課長 相原康人、体育スポーツ健康課長 寺崎雅巳

6 傍聴者等数

なし

7 会議

13時30分、奥田委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

第39号議案「福岡県教職員身体検査審議会委員の人事について」は、人事に関する案件のため、清家委員から非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく公開と決定された。

（1）報告

- ・条例の提案に対する意見の申出について

木原総務課長から、平成27年12月定例県議会に提案する7つの条例案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

まず、木原総務課長から、「福岡県職員の退職管理に関する条例」について説明があった。

本条例案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の制定による地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものであり、営利企業等に再就職した元職員に対し、退職前の職務に関して、現職職員への働きかけを禁止するもの、また、管理職であった元職員に対し、退職時の任命権者への再就職情報の届出を義務付けるものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、住吉委員から、営利企業等に再就職した元職員が、元の職場へ出入りすることの可否について質問があった。

これに対して、木原総務課長から、本条例においては、再就職した元職員が、退職前の職務に関して、契約等事務に対する働きかけを規制するものであるため、元の職場への出入りまで禁止しているものではない旨の説明があった。

これに対して、住吉委員から、今回禁止する現職職員への働きかけについては、どのような基準で判断するのかとの質問があった。

これに対して、木原総務課長から、まだ実例がないため、実際の適用に関しては、事実関係を確認しながら見極めていくことになると思われる旨の説明があった。

これに対して、住吉委員から、実際に対応する場合には、色々なことを想定し、慎重に対応してもらいたい旨の要望があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、これについては承認された。

引き続き、日高企画調整課長から、「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」及び「福岡県立体育・スポーツ施設条例の一部を改正する条例」について説明があった。

これらの条例案は、学校教育法等の一部を改正する法律の制定により、小中一貫教育を実施することを目的とする新たな学校の種類として義務教育学校が創設されたこと等に伴い、義務教育学校を小学校や中学校と同等に取り扱うこととするなど、関係条例について所要の規定の整理を行うものであること、また、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の制定により年少射撃資格者の年齢の要件が緩和されたことに伴い、福岡県立総合射撃場の利用料金の区分を見直すほか所要の規定の整備を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、宮本委員から、福岡県立体育・スポーツ施設条例の一部を改正する条例について、高等専門学校生も一括して児童・生徒の区分で整理するのかとの質問があった。

これに対して、寺崎体育スポーツ健康課長から、本改正により、高等専門学校1～3年生を生徒の区分、4～5年生を学生の区分で整理することになる旨の説明があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、これらについては承認された。

引き続き、原田教職員課長から、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」及び「行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について説明があった。

これらの条例案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の制定に伴い、福岡県職員の給与に関する条例等の規定を整理するものであること、また、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、関係条例について所要の規定の整備を行うものであり、主に、引用条項や用語の整理を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、住吉委員から、本条例について、引用条項等の整理以外の内容変更の有無について質問があった。

これに対して、原田教職員課長から、地方公務員法の改正に伴う条例改正については内容の変更はないが、行政不服審査法については法律の全面改正があり、従来までの審査請求と異議申し立ての二つの方法が、審査請求に統一されるとともに、審査請求期間が60日間から3ヶ月に変更となっている旨の説明があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、これらについては承認された。

引き続き、後藤財務課長から、「福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」及び「福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」について説明があった。

これらの条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、個人番号の利用に関しての独自利用事務及び機関内連携、特定個人情報の提供に関しての機関間連携について定めるものであること、また、同条例の制定に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて本人確認情報の利用等を可能にする事務を追加するなど、所要の規定の整備を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、宮本委員から、福岡県個人番号と住民基本台帳番号との併用についての質問があった。

これに対して、後藤財務課長から、それぞれの法律に基づき、福岡県個人番号と住民基本台帳番号がそれぞれ存在することになる旨の説明があっ

た。

次いで、住吉委員から、マイナンバーには個人の全ての情報が詰め込まれるため、県全体で議論し、その取扱いや管理については慎重に行ってもらいたい旨の要望があった。

これに対して、後藤財務課長から、個人番号を使用する部署や担当は厳重なアクセスコードの管理を行い、所管する情報のみしか閲覧できないようなセキュリティ管理がなされると聞いている。県教委としても、認証番号の厳重管理を行っていくこととしている旨の説明があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、これらについては承認された。

・教育費予算に対する意見の申出について（12月補正分）

後藤財務課長から、平成27年12月定例県議会に提案される平成27年度一般会計補正予算のうち、教育に関する事務に係る部分の12月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理したので、同条第2項の規定より報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

これは、平成27年8月の台風第15号より、被害を受けた東鷹高校外6校の災害復旧に要する経費である旨の説明があった。

次いで審議が行われ、住吉委員から、災害復旧費の県債についての交付税措置について質問があった。

これに対して、後藤財務課長から、償還時に交付税措置がなされるとの説明があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、これらについては承認された。

公開審議はここまでとされ、以後非公開にて審議を行う。

（2）議事

・第39号議案 福岡県教職員身体検査審議会委員の人事について

原田教職員課長から、福岡県教職員身体検査審議会委員の辞任に伴い、福岡県教職員身体検査審議会規則第4条、第5条及び第6条の規定に基づき、委員の人事を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第39号議案は原案どおり可決された。

奥田委員長が閉会を宣言し、14時15分閉会した。